

「ひろしま健康づくり県民運動推進会議」規約

(名称)

第1条 本組織は、ひろしま健康づくり県民運動推進会議（以下「健民運動推進会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 健民運動推進会議は、すべての県民がともに支えあい、健やかでこころ豊かに生活できる活力ある社会を、県民を中心として、行政・保健・医療・福祉・教育・産業等、様々な関係機関・団体が連携して実現するための活動（以下「ひろしま健康づくり県民運動」といい、「ひろしま健民運動」と略称する。）を積極的に推進し、健康ひろしま21（第3次）の理念に基づき県民の健康づくり実践のための仕組みづくりを目的とする。

(事業)

第3条 健民運動推進会議は、前条の目的を達成するため、次の分野における普及啓発、広報・情報提供、人材育成等に係る事業を行う。

- (1) 家庭における健康づくりに関すること
- (2) 企業、職場における健康づくりに関すること
- (3) 地域における健康づくりに関すること
- (4) 健康を支える地域の医療を守る取組に関すること
- (5) その他、県民の健康づくりに関すること

2 健民運動推進会議は、市町や会員等が行うひろしま健民運動を推進する取組を支援する。

(会員)

第4条 健民運動推進会議は、健民運動推進会議設置の趣旨に賛同する別表1に掲げる団体等を会員とする。

2 新たに会員となることを希望する団体等については、総会の了承を得るものとする。

(協賛会員)

第5条 第2条の目的に賛同し、ひろしま健民運動に協賛する事業を実施している団体および事業主であり、かつ年会費を納付した会員を特別協賛会員とする。

2 健民運動推進会議の事業目的に賛同する会員を一般協賛会員とする。

(役員等)

第6条 健民運動推進会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 顧問 若干名
- (4) 監事 1名

2 役員は、会員の互選により決定する。会員の互選は、健民運動推進会議の継続の可否を検討する総会において実施するものとする。なお、互選された会員は、原則、その総会において決定した規約の効力失効日まで、その役員を担う

ものとする。

- 3 健民運動推進会議の円滑な運営のため、各会員から推薦された者による調整会議を置く。

(役員職務)

第7条 会長は、健民運動推進会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の指名する副会長がその職務を代行する。
- 3 顧問は、健民運動推進会議の重要な事項について、意見を述べる。
- 4 監事は、健民運動推進会議の会計を監査し、総会に報告する。

(総会)

第8条 総会は、会長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

- 2 総会は、第3条に掲げる事項その他健民運動推進会議の運営に関する事項について協議する。

(実行組織)

第9条 健民運動推進会議は、特定の分野について具体的な取組を推進するため、会員及び関係者による実行組織を設置することができる。

- 2 実行組織は別表2に掲げる団体等とする。
- 3 実行組織は、前条に規定する総会及び第6条第3項に規定する調整会議に参加するものとする。

(ひろしま健民運動推進大使)

第10条 健民運動推進会議は、健民運動推進会議の取組を県民に普及啓発するため、ひろしま健民運動推進大使を設置することができる。

(経費)

第11条 健民運動推進会議の経費は、負担金、その他の収入をもって支弁する。

(会計)

第12条 健民運動推進会議の事業計画及び収支予算は事務局が作成し、毎年度開始前に健民運動推進会議の承認を得なければならない。

- 2 健民運動推進会議の事業報告及び収支決算は事務局が作成し、毎年度終了後3月以内に健民運動推進会議の承認を得なければならない。

(会計年度)

第13条 健民運動推進会議の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(特別会計)

第14条 健民運動推進会議は、特別会計を設けることができる。

(事務局)

第 15 条 健民運動推進会議の事務局は、広島県健康福祉局及び公益財団法人広島県地域保健医療推進機構事務局に置くものとし、事務局長は広島県健康福祉局健康づくり推進課長をもって充てる。

(規約の変更及び解散)

第 16 条 この規約の改正は、会員の 4 分の 3 以上の賛成をもって決定する。
2 解散のときに存する残余財産は、健民運動推進会議の目的と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

(雑則)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、健民運動推進会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

- 1 この規約は、平成 20 年 7 月 22 日から施行する。
- 2 この規約は、平成 25 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。
- 3 健民運動推進会議の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 10 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 4 健民運動推進会議の設立当初の会計年度は、第 11 条の規定にかかわらず、設立の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

(附則)

- 1 この規約は、平成 21 年 3 月 31 日から施行する。

(附則)

- 1 この規約は、平成 22 年 3 月 31 日から施行する。

(附則)

- 1 この規約は、平成 22 年 6 月 4 日から施行する。

(附則)

- 1 この規約は、平成 23 年 8 月 2 日から施行する。

(附則)

- 1 この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

- 1 この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規約は、平成 30 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(附則)

- 1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規約は、平成36年3月31日限り、その効力を失う。

(附則)

- 1 この規約は、平成30年6月18日から施行する。
- 2 この規約は、平成36年3月31日限り、その効力を失う

(附則)

- 1 この規約は、平成31年3月19日から施行する。
- 2 この規約は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(附則)

- 1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規約は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。

(附則)

- 1 この規約は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規約は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。

(附則)

- 1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規約は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。

別表 1 (第 4 条関係)

分野	団体名
対象者層に応じた健康づくりを支援	(公財)広島県男女共同参画財団 (公財)広島県老人クラブ連合会 (社福)広島県社会福祉協議会 (公社)青少年育成広島県民会議 日本労働組合総連合会広島県連合会 広島県市長会 広島県商工会議所連合会 広島県商工会連合会 広島県町村会 広島県 PTA 連合会
専門的に健康づくりを支援	健康保険組合連合会広島連合会 (一財)広島県環境保健協会 (一社)広島県医師会 (公社)広島県栄養士会 (公社)広島県看護協会 (一社)広島県歯科医師会 (公社)広島県薬剤師会 (公社)広島県理学療法士会 全国健康保険協会広島支部 日本健康運動指導士会広島県支部 広島県国民健康保険団体連合会
環境づくり・機運醸成	(公財)広島県地域保健医療推進機構 (一社)広島県観光連盟 広島経済同友会
全体調整	広島県 広島県議会

別表 2 (第 9 条関係)

分野	団体名
食育	ひろしま食育・健康づくり実行委員会
がん検診普及	「がん検診へ行こうよ」推進会議
受動喫煙防止	広島県禁煙支援ネットワーク
運動	広島県ウォーキング協会
こころの健康	(一社)広島県精神保健福祉協会